

## 神戸市中央卸売市場小売団体協議会事業補助金交付要綱

平成 30 年 4 月 1 日 経済観光局長決定

### (目的)

第 1 条 この要綱は、神戸市東部中央卸売市場小売団体協議会（以下「協議会」という。）が実施する事業に関する補助金の交付について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

### (対象事業)

第 2 条 補助の対象となる事業は、協議会が当該年度に実施する、小売業の販売促進及び小売業者による生鮮食料品の販売拡大を図ることを目的とする事業とする。

### (補助金等の額)

第 3 条 補助金の額は、予算の範囲内で定める。

### (交付申請)

第 4 条 協議会は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書
- (3) 収支予算書又はこれに代わる書類
- (4) 役員名簿
- (5) 定款

2 協議会は、補助事業の完了後に申請が行われる場合には、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 補助事業にかかる収支決算書又はこれに代わる書類
- (4) 役員名簿
- (5) 定款

### (交付の決定)

第 5 条 市長は、補助金規則第 6 条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後 1 ヶ月以内に協議会に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第 2 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって協議会に通知するものとする。

- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第 3 号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

### (補助事業の変更等)

第 6 条 協議会は、補助金規則第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる承認を受けようとするときは

補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、当該補助対象の交付決定日の属する市の会計年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、申請後5日以内にその旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、協議会に通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第7条 協議会は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助対象の事業完了後、30日以内に市長まで提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 事業の実施状況がわかる書類
- (3) 補助事業に係る収支決算書又はこれに代わる書類

（交付額の確定）

第8条 市長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに協議会に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第9号）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第9条 協議会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式10号）を前条の確定通知を受領後ただちに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、市長は速やかに補助金を協議会に支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により協議会に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（旧要綱の廃止）

- 2 神戸市中央卸売市場東部市場補助金交付要綱（平成27年4月1日施行）は廃止する。